

TUMSAT-OACIS Repository - Tokyo

University of Marine Science and Technology

(東京海洋大学)

南極海調査捕鯨に関する国際司法裁判所判決—その
分析と今後の課題—

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2015-04-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 稲本, 守 メールアドレス: 所属:
URL	https://oacis.repo.nii.ac.jp/records/14

【論文】

南極海調査捕鯨に関する国際司法裁判所判決

—その分析と今後の課題—

稲 本 守

人間科学研究

—日本大学生物資源科学部 人文社会系研究紀要—

第12号 2015.3 別刷

Reprinted from
STUDIES IN HUMAN SCIENCES
No.12 March 2015

College of Bioresource Sciences
Nihon University

【論文】

南極海調査捕鯨に関する国際司法裁判所判決
—その分析と今後の課題—

稲本 守

1. はじめに

2014年3月31日、我が国が南極海において行ってきた調査捕鯨についての判決が、国際司法裁判所（ICJ）によって言い渡された。周知の通りこの判決は、我が国による南極海調査捕鯨が国際捕鯨取締条約（ICRW）に違反すると判断したものであり、捕鯨事業の推進を望む我が国にとっては大変厳しい結果となった。しかし本論中において詳述するように、この判決は、日本が実施してきた致死的方法を含む調査捕鯨の目的そのものについては特に問題視してはならず、その「計画と実施（design and implementation）」が調査目的に照らして合理的ではないと判断したものである。従って、調査目的に合理的に適合するように計画が見直されるならば、将来における調査捕鯨再開への道は残されている。しかしその再開にあたっては、「本判決に含まれた論拠（reasoning）や結論を考慮する」よう求められた（para.246）¹⁾。

そこで本論の第一の目的は、まずこの判決について、その結論のみならず、そこにいたる「論拠」に関して出来る限り客観的な分析と評価を行うことにある。そのため本論ではまず次章において、必ずしも「鯨論争」に通暁していない読者をも想定し、今回の裁判に至る背景として、ICRWや、同条約に基づいて設立された国際捕鯨委員会（IWC）を舞台に展開されている議論を簡潔に紹介した。第3章では判決本文のみならず、弁論書や判決文に添付された反対意見・分離意見、口頭弁論記録等を含む関連公開文書の内容を幅広く分析しつつ、今回の判決に至る審理のプロセスとその論拠の検証につとめると共に、続く章においては、今回の判決の争点、とりわけ科学的論争を含む本件の審理に際して法廷が採用したロジックをめぐるいくつかの問題点を指摘した。最終章では、今回の判決結果が今後の南極海調査捕鯨計画の策定に際して与える影響について総括すると共に、この判決を機に、今後の南極海捕鯨のあり方と、その役割めぐって議論されるべき論点について若干の考察を試みている。

2. 背景

(1) ICRW、IWC と商業捕鯨モラトリアム

アメリカの主導によって、1946年12月にワシントンにおいてICRWが締結され、この条約の下、1948年にIWCが組織された。そして各国の代表の参加によって、1949年にはロンドンにおいて第1回年次会議が開かれている。

ICRWの大きな特徴の一つとして、同条約が目的とする鯨類資源や捕鯨産業の管理について、条約本文には何ら具体的な手法や数値が記載されていない点が挙げられる。こうした具体的規制、即ち「保護される鯨種と保護されない鯨種」、「解禁期と禁漁期」、「解禁水域および禁漁水域（サンクチュアリの指定を含む）」、「各種類についての大きさの制限」、「捕鯨の時期・方法及び程度（一漁期における最大捕獲量を含む）」、「使用してもよい漁具、装備及び器具の型式及び仕様」（ICRW 5条1項 a-f）等は、条約とは「不可分の一部をなす（an integral part of the Convention）」（1条1項）関係にある「附表（Schedule）」に記載され、この附表の修正には、「投票する委員の4分の3の多数」が必要とされる（3条2項）^②。その規制は加盟国を拘束するが、採択後90日以内に異議申し立てを行えば、これを撤回するまではこれらの決議には拘束されない（5条3項）。尚、この他に過半数の賛成票で採択される「決議」や「勧告」があるが、これらの決定に法的拘束力は認められない。

現在IWCは、およそ80種とされる鯨種の内、13種類の「大型鯨類」を管理している。これらの「大型鯨類」を除く「小型鯨類」については、「沿岸性の種類が多く、狭い海域ごとに多くの系統群に別れているため、IWCで一括管理するよりも各国、あるいは地域漁業機関で管理するほうが適切」であることから^③、沿岸国による管理下に置かれている。尚、ミンククジラについては、当初はIWCの管理下には置かれていなかったが、大型鯨類に対する捕獲制限が強化される中、これに代わる資源として、70年代に入って南極海において盛んに捕獲されるようになったため、1972年にIWCによる管理対象種に加えられた。

IWCは1982年に附表の修正を決議し、1985-86年シーズンより、沿岸域、排他的経済水域、公海を含むすべての海域において、IWCが管理する大型鯨種について商業捕鯨モラトリアムを課すこと（捕獲枠をゼロとすること）を決定した（附表10項 e）。我が国は当初、この決議に対して異議を申し立てることによって商業捕鯨を継続する姿勢を示したが、これに反発したアメリカとの協議を経て、1984年には異議申し立てを撤回し、1988年3月31日までに商業捕鯨を停止することを決めた。その結果、日本は1986/87年の漁期をもって南極海での商業捕鯨を中止し、翌年には、長年にわたって沿岸域で獲られてきたミンククジラとマッコウクジラについても、これらがIWCの管理下にある鯨種であることから、捕獲対象からはずした。但し、ツチクジラやゴンドウクジラなど、IWCが管理しない小型鯨類については、網走（北海道）、鮎川（宮城県）、和田（千葉県）、

太地（和歌山県）を拠点とする事業者によって、現在でも沿岸小型捕鯨の対象種として毎年150頭あまりが捕獲されている。

尚、ICRWは「捕鯨産業の秩序ある発展を可能にする」（全文）ために締結され、その附表は「鯨資源の最適の利用を図るために」（5条2項）修正されることから、そもそもIWCに、商業捕鯨を永久に「禁止」する権能は認められない。従っていわゆる商業捕鯨モラトリアムは、当面の捕獲枠をゼロに設定することにより、商業捕鯨を一時休止することを意味しているが、将来にわたってこれを禁止するものではない⁴⁰。

そこでIWCは将来の商業捕鯨の再開に備え、モラトリアムの採択に併せて本格的な鯨類資源量調査（国際鯨類調査10ヵ年計画）を開始すると共に、モラトリアム採択の原因ともなった情報の不確実性にも対応し、資源の安全を維持しつつ捕獲限度枠の算出を可能にする「改訂管理方式（RMP）」を、1994年に全会一致で採択した。このRMPの採択は、商業捕鯨の再開に向けて大きな前進ととらえられたが、RMPを具体的に運用するにあたっての国際管理取締制度である「改訂管理方式（RMS）」について、DNAサンプリングと市場流通監視、国際監視員による乗船と監視、国際取引の禁止、公海上の捕鯨禁止、管理費用の分担法等の問題をめぐって意見の隔たりが大きく合意には至っていないため、現在もなお商業捕鯨は再開されていない⁴¹。

他方、1979年以来、IWCは同じく附表の修正により、商業捕鯨を禁止する保護区、いわゆるサンクチュアリを設定してきたが、1994年には「南極海サンクチュアリ（Southern Ocean Sanctuary）」を設置し、同海域での商業目的の捕鯨を禁止した（附表7項b）。

（2）日本の調査捕鯨

国際捕鯨取締条約（ICRW）はその第8条において、各締約国が「特別許可（special permit）」を発給することにより、「科学的調査（scientific research）」を目的とする捕鯨活動を行うことを認めている。この規定に基づいて我が国は、商業捕鯨モラトリアムを受け入れると同時に、南極海において捕獲調査を行う計画を打ち出した。その年間捕獲予定数は当初、ミンククジラ825頭、マッコウクジラ50頭であったが、その後、ミンククジラ300頭±10%に削減されると共に、マッコウクジラの捕獲予定が撤回された（para.104）。

1987年4月に最後の商業捕鯨船団が日本に戻った後、同年11月には日本政府の「特別許可」を得た調査捕鯨船団が日本を出航し、翌年4月に帰港した。尚、捕獲予定数は1995/96年漁期より、400頭±10%にまで拡大された⁴²。この南極海における第1期調査捕鯨（JARPA I：Japanese Whale Research Project in the Antarctic）は2004/2005年漁期まで18年間行われ、その間、およそ6800頭のミンククジラが捕獲された。調査時期は南極の夏、即ち12月から翌年の3月までのおよそ4ヶ月間にわたる。尚、このJARPA Iの主目的としては、a) 南半球産ミンククジラの資源管理を改善す

るための生物特性値の推定、b) 南極海海洋生態系における鯨類の役割の解明、c) 鯨類に及ぼす環境変動の影響の解明、および d) 南半球産ミンククジラ資源管理を改善するための系群構造の解明が挙げられた⁽⁷⁾。

この JARPA I の終了にあわせて我が国は、2005年3月に新たな調査計画を IWC に届け出て、2005/2006年漁期から第2期調査 (JARPA II) を開始した。この JARPA II では、a) 南極海生態系モニタリング、b) 鯨類種間競合モデル構築、c) 資源構造の時間的・空間的変化の解明、および d) クロミンククジラの資源管理方式の改善が主目的として挙げられている (para.113)。新たな目的の設定に応じて JARPA II では、ミンククジラの年間捕獲頭数が850頭±10%に倍増されると共に、ナガスクジラ、ザトウクジラそれぞれ50頭が捕獲対象に加えられた。しかしミンククジラの捕獲目標数が達成されたのは初年度のみ (853頭) であり、その後の実際の捕獲数は計画数を大きく下回っている。又、ナガスクジラについては初年度に10頭が捕獲されたが、その後は初年度に捕獲されたものを加えても、計18頭が捕獲されたに過ぎない。又、ザトウクジラは捕獲されなかった (para.201)。

今回 ICJ による審理の対象となったのは、南極海において実施されてきたこの JARPA II のみであるが、我が国は JARPA プログラムに加えて、1994/95年漁期から北西太平洋での調査捕鯨 (北西太平洋鯨類捕獲調査: JARPN I) も実施しており、1999年までに498頭のミンククジラと1頭のニタリクジラを捕獲した。この捕獲調査も2000年から第2期 (JARPN II) に入り、新たな調査目的として、ミンククジラ (沖合にて年間100頭捕獲予定) に加えてイワシクジラ (同100頭)、ニタリクジラ (同50頭) マッコウクジラ (同10頭) を含めた摂餌生態を解明することが加えられた。これら JARPA、JARPN による調査捕鯨は、基本的に遠洋における母船式捕鯨船団 (日新丸) によるものであるが、「日新丸船団による沖合域調査では調査できない、時期的 (春の早い時期、秋の遅い時期)、空間的な空白を埋めるため」、2002年からは、小型沿岸捕鯨業者の捕鯨船を傭船した調査捕鯨も JARPN プログラムの一環として実施されており、上述の沖合での捕獲枠に加えて、沿岸域において年間120頭 (春、秋に60頭ずつ) のミンククジラが捕獲されている⁽⁸⁾。

これらの調査捕鯨に際して締約国が認可する「特別許可」については、1979年に修正・追加された附表30項に基づき、IWC 科学委員会がこれを検討し意見を述べる事が出来るよう、十分な時間的余裕を以て IWC に届け出る義務が締約国に課せられている。他方、科学委員会はこの特別許可を検討するにあたって、1986年にその審査基準を明確化するためのガイドラインを設定し、これに照らして締約国に対して「勧告」を行っている。尚、日本が2005年に JARPA II を提案した際、これを審査するにあたって科学委員会は、これまでに出されたガイドラインを整理し、Annex Y (Guidelines for the Review of Scientific Permit Proposals) としてとりまとめた。現行のガイドラインは、2013年にとりまとめられた Annex P (Process for the Review of Special Permit Proposals

and Research Results from Existing and Completed Permits) となる。

(3) 訴状の提出と審理の経過

2010年5月にオーストラリアによって提出された「訴状(Application)」によれば、我が国はJARPA IIを認可・実施するにあたって、ICRWにおける以下の国際的義務に違反した⁴⁹⁾。

- a) 商業目的の鯨の捕殺に関して設定された捕獲枠としてのゼロリミットを誠実に守る義務(条約附表10項 e)
- b) 南極海サンクチュアリ (Southern Ocean Whale Sanctuary) におけるナガスクジラの商業捕鯨を控える義務 (同7項 b)

尚、附表7項に基づいて設置されたサンクチュアリは、本来 IWC が管理するすべての鯨種に対する保護区域内での商業捕鯨を禁止したものであるが、我が国はミンククジラについては異議申し立てを行っており、ザトウクジラは捕獲しなかったため、訴状ではナガスクジラが捕獲されたことについてのみ義務違反が問われた。又、本件の審理にあたり、ICJ 判事の中に日本国籍の裁判官が在籍していた(小和田判事)が、オーストラリア国籍の裁判官が含まれていなかったため、オーストラリアは ICJ 規定31条に基づく権利を行使し、特別選任裁判官 (judge ad hoc) として自国籍の裁判官(チャールズワース判事)を選任した。2010年7月、ICJ はオーストラリアに対し、2011年5月までに「陳述書(Memorial)」を提出するよう求め、引き続き日本に対しては、2012年5月までに陳述書に対する「反論書(Counter-Memorial)」を提出するよう求めた。

2012年4月、専門家による意見書として、日本側はラース・ワロー氏 (Mr. Lars Walløe :オスロ大学名誉教授) による意見書を、オーストラリア側はマーク・マンゲル氏 (Mr. Marc Mangel :カリフォルニア大学サンタクルーズ校教授) とニック・ゲールズ氏 (Mr. Nick Gales :オーストラリア南極プログラム主任) による意見書をそれぞれ提出した。尚、ニュージーランド政府は2012年11月に、ICJ 規定 63条2項に基づく訴訟参加の権利行使を宣言したが、法廷は日本、オーストラリア両国に意見を求めた後、2013年2月にニュージーランドの訴訟参加を認めた。

口頭弁論は、2013年6月26日から7月16日にかけて行なわれ、その間、上記専門家に対する質疑応答も実施された。尚、訴状の提出後、書面及び口頭での弁論を経て、先に挙げた訴因に加え、
c) 母船 (factory ship) による、又は母船に付属した捕鯨船による、ミンククジラを除く鯨の捕殺及び処理 (taking, killing or treating) についてのモラトリウムを遵守する義務 (同10項 d)、及び d) 附表30項 (上述) において定められた届け出義務についても、違反の有無について裁判所の判断を求めることとなった (paras. 3, 48)。

3. 判決の概要

(1) 管轄権

日本側はまずオーストラリア側が、海洋水域の境界画定に関する紛争、もしくはこれらの海域または隣接する海域の開発利用に関する紛争については ICJ の管轄権から除外する旨の宣言を、ICJ の管轄権を受諾する際に行っていたことに注目した。そしてオーストラリアが領有権を主張している南極大陸の一部に由来する排他的経済水域内、及びその隣接海域において JARPA II が実施されていることから、日本側は本紛争については ICJ に管轄権がないことを主張した。しかし判決では、オーストラリアが設定した留保条件は、海洋の境界画定に関する紛争が当事国の間に存在する場合にのみ適用されると判断された。そして日本側がこれら海域における主権的権利の主張を行っていないこと、更に本件は海洋境界問題とは無関係であること等から日本側の主張は退けられ、裁判官全員一致の意見により、本件に対する ICJ の管轄権が確認された (para.30-41)。

(2) 商業捕鯨

本判決の大きな特徴の一つとして、大方の予想に反して、いわゆる「商業捕鯨」に対して明確な定義付けが行われなかったことが挙げられる。現行制度は IWC が管理する鯨種に対する捕鯨活動について、ICRW 8条に基づく「調査捕鯨」と附表13項において定められた「先住民生存捕鯨」のみを許可しており、サンクチュアリ内における「商業捕鯨 (commercial whaling)」(もしくは「商業目的の鯨の捕殺 (The killing for commercial purposes of whales)」) については附表7によってこれを禁止しており、あらゆる海域における「商業目的の鯨の捕殺」についても、附表10 (e) によってその捕獲限度数をゼロに設定している。

本判決によれば、これらの捕鯨活動が附表において「商業的 (commercial)」と形容されているのは、この語が調査捕鯨と先住民生存捕鯨以外の捕鯨活動を「最も適切に特徴づける (the most appropriate characterization of the whaling activity concerned)」表現として用いられているにすぎない。そして現行制度は捕鯨活動を、「商業捕鯨」「先住民生存捕鯨」「調査捕鯨」の三つのカテゴリーに分けており、これ以外のカテゴリーに属した捕鯨活動の存在を想定していないことから (para.229)、先住民生存捕鯨としては行われていない日本の捕鯨活動が「商業捕鯨」にあたるかどうかを判断するためには、この活動が ICRW 8条の枠内にある「調査捕鯨」にあたるかどうかを審査することで足り、JARPA II がいわゆる「商業捕鯨」としての特性を持つかどうかについて評価する必要はない (paras.229-230)。

他方、訴状において問題視された鯨肉の販売について ICJ は、ICRW 8条2項により、調査捕鯨によって捕獲された鯨の加工が義務付けられており、かつ取得金の処理が認められていることから、鯨肉の販売とその売り上げがプログラムの資金に充てられている事実のみをもって、特別許

可が8条の枠外であるとは判断できないことを指摘した (para.94) ⁽¹⁰⁾。更に本判決は、雇用や捕鯨基盤の維持など、調査捕鯨の目的が科学的調査以外にあることを示唆する日本の政府関係者による一連の発言がオーストラリア側によって言及されたことについても ⁽¹¹⁾、特定の政策を追求する際に、一つ以上の目標を達成しようとすることはしばしばあることであり、又、調査捕鯨が科学的目的のためのものであるかどうかは、個々の政府関係者の意図によって左右されるものではないとして、これらの発言を特に問題視することはなかった (paras.95-97)。但し本判決は、水産庁長官による「ミンククジラを安定的に供給していくためには、やはり南氷洋での調査捕鯨は必要だった」との発言を引用し ⁽¹²⁾、科学的調査のための捕鯨と商業捕鯨を区別するにあたり、JARPA IIは前者のカテゴリーに入るとする日本側の主張に疑問を投げかけている (para.197) ⁽¹³⁾。

(3) ICRW 第8条1項の解釈

調査捕鯨を許可した ICRW 第8条1項の全文は以下の通りである。

「この条約の規定にかかわらず、締約国政府は、同政府が適当と認める数の制限及び他の条件に従って自国民のいずれかが科学的調査を目的に鯨を捕獲し、殺し、及び処理することを認可する特別許可書をこれに与えることができる」。そして先にふれたように、第8条の枠外となる捕鯨は、先住民生存捕鯨を除いて附表によって規制される「商業捕鯨」に分類されるため、本判決の第一の論点はこの条文の解釈にある。

まず「この条約の規定にかかわらず」(Notwithstanding anything contained in this Convention) との文言についてオーストラリア及びニュージーランドは、同条文は捕鯨を共同で規制することを目指した条約全体の文脈の中で解釈されねばならず、条約からの一般的な適用除外 (blanket exemption) を意味せず、限定的な例外 (limited exception) に過ぎないことを主張した (paras.54-55) ⁽¹⁴⁾。これに対して日本側は当初、第8条は自立しており、条約の他の条項からは分離して解釈されるべき (regarded as “free-standing” and would have to be read in isolation from the other provisions of the Convention) との見解を示した (para.52) ⁽¹⁵⁾。

これについて ICJ は、第8条も条約システムの「不可分の一部」であり、他の条項や附表における規定も考慮されねばならないとしつつも、第8条における条件を満たした特別許可に基づく捕鯨は、附表に記載された義務には服さないことを確認した (para.55)。更に「同政府が適当と認める数の制限及び他の条件に従って」(subject to such restrictions as to number and subject to other conditions as the Contracting Government thinks fit) との文言の解釈についても ICJ は、「(第8条は) 許可が発給されるにあたっての条件を明記する裁量権を加盟国に与えている」(para.61) として、特別許可に基づく捕鯨活動の条件を設定する権利が IWC 加盟国に賦与されていることも認めた。

しかし法廷は、「特別許可に基づく鯨の捕殺や処理が、科学的調査を目的とするかどうかについ

ての判断は、締約国の認識のみに依拠するものではない (However, whether the killing, taking and treating of whales pursuant to a requested special permit is for purposes of scientific research cannot depend simply on that State's perception)」(para.61) との判断を示し、特別許可の発給やその条件設定については締約国の裁量権を大幅に認めつつも、それに基づく捕鯨が科学的調査を目的とするものであるかどうかの判断については締約国のみが下すのではなく、客観的評価に委ねられるべきであるとの解釈を判示したのである。

(4) 審査の基準

他方、本判決では、鯨の捕殺を含む JARPA II の活動は、科学者によるデータの組織的収集と分析を伴っており、その目的も IWC 科学委員会によって認められた範疇にあることから、おおむね科学的調査としての性格を持つ (broadly be characterized as “scientific research”) ことが認められた (para. 127)。しかし JARPA II プログラムの目的が科学的調査としての性格を持つものであったとしても、これに基づく活動がプログラムの目的と一致しないならば、こうしたプログラムに従って行われた捕鯨は ICRW 第8条の枠内のものとは言えないとしている (paras.71, 72)。従って法廷はプログラムの「計画と実施」が、当該プログラムの目的達成に関して合理的であるかどうかについて審査することとし (para.67)、その際の審査の基準 (standard of review) として、以下のポイントを挙げた (para.88)。

- 致死的方法を使用することに関する決定プロセス
- 致死のサンプル数 (捕獲予定数) の大きさ
- サンプル数選択の際に用いられた方法
- 目標サンプル数と実際の捕獲量との比較
- プログラムに関するタイムフレーム
- プログラムがもたらした科学的成果
- プログラムと関連する他の調査プロジェクトとの連携

尚、「計画と実施」の合理性を審理の対象とし、これに基づいて、科学的調査を「目的とする」かどうかについての判断を下したことについては多くの疑問点が指摘されるが、この点については後に詳しくふれることとする。

(5) 非致死の調査

本論冒頭でも紹介したが、本裁判では、調査捕鯨そのものの是非や、致死的方法の必要性自体が問題視されたわけではない。本判決でも、科学的調査に必要なデータのいくつかについては、非致死的手段のみでは十分には収集できず、致死的手段に頼らざるをえない場合があることにつ

いても言及されている (paras.133-135)。従って、計画に致死的手法を含めること自体が JARPA II の目的に関して非合理的というわけではなく (para.224)、致死的手法を用いたからといって、その活動が ICRW 8条の範疇から外れてしまうわけでもない (paras.83, 137)。

他方 IWC は締約国に対し、数多くの決議や勧告を通じ、調査目的が非致死的手法によっても実現可能かどうか、検討を行うよう求めてきた (para.137)。例えばオーストラリア側は、IWC 内での合意によって採択された意見として、調査の目的が非致死的手法によって実際的にも科学的にも実現可能であるかを検討するよう求めた「決議1986-2」や⁽¹⁰⁾、(致死的手法を用いる場合には)非致死的手法や現存するデータの解析だけでは不十分である理由を検討するよう求めた科学委員会によるガイドライン (Annex P) に言及した。更にオーストラリア側は、調査において解明が求められる極めて重要な事項であっても、現存するデータの解析や非致死的手法の利用によっては答えが得られないような、極めて例外的な状況下においてのみ鯨の捕殺が許されるとした「決議1995-9」(多数決にて採択、日本は不同意)にも言及している (para.78)⁽¹¹⁾。そしてオーストラリア側は、状況においては致死の調査が必要となることについては認めつつも、こうした決議や勧告を踏まえ、それは他の手段が利用できないか、致死的手段の使用がプログラムの目的にとって必要不可欠である場合に限られることを主張した (para.131)。これに対して日本側は、そもそも必要以上の捕殺は行っていないとしつつも、第8条が明確に鯨類の捕殺を想定していることを指摘すると共に、引用された諸決議や勧告に対しては相応の配慮が払われねばならないが、これらは勧告にとどまり拘束力はないと応えている (para.80)。

これに対して ICJ は、加盟国には IWC やその科学委員会と協力する義務があり、非致死的选择肢の実行可能性を評価することを求めている決議や勧告に対しても、相応の配慮が払われるべきであることを指摘した。そして法廷は、たとえこれらの決議や勧告に拘束力がなくとも、相応の配慮を払う義務があることについては日本側も認めていること、日本側自らが必要以上に致死的手法を用いていないと明言していること、更にオーストラリア側から、過去20年間における非致死の調査技術の著しい進歩が指摘されたことを理由として挙げ、非致死的手法を取り入れることによって致死のサンプル量を減らすための検討が、実際に日本側によって行われたかどうかについて審理することとした (paras.80, 83, 129, 137)。

この審理に際して日本側は2点の資料を示したが、本判決によれば、これらの資料は一般的に致死的手法の必要性を示すものにすぎず、非致死的手法を用いることにより、致死のサンプル量を減らすことを検討したものではなかった (para.144)。そこで ICJ は、JARPA II プログラムにおけるサンプル数を当初設定する際においても、又、後に同じサンプル数を維持し続けた際においても、非致死的手法の実施可能性について検討された証拠がないこと、そして非致死の方法と組み合わせることにより、致死のサンプル数を減らす検討がなされた証拠がないこと、更にこれらの

証拠がない事情について、日本側からの説明がなかったことを指摘した (para.141)。

(6) 捕獲計画頭数 (サンプル数) について

既にふれたように、本件の審理にあたって法廷は、IWC や科学委員会による決議や勧告に相応の配慮を払うべきとの観点から、出来る限り致死的方法を避けるとともに、やむなく致死的方法を採用せざるを得ない場合でも、捕獲頭数は可能な限り少なくすべきであるとの立場をとっている。従って本判決によれば、より少ない数の鯨を捕殺することで足りる他のサンプル数設定に対し、なぜ当該サンプル数の選択が計画目的の達成のために必要であったかを示す証拠が示されねばならない (para.195)。この点について ICJ は、JARPA II における実際のサンプル数設定に関して、以下の疑問を投げかけた。

1) JARPA I プログラム との比較

JARPA I に比べて大幅にサンプル数が増加した理由について日本側は、JARPA II 調査において、南極海における生態系調査と他鯨種間の競合モデルの構築が主目的とされたことを挙げている (para.150)。しかし法廷は両プログラムを比較する際、両プログラムの相違より、むしろ両プログラムの主題、目的、手法の間に大きな重複があることを指摘し (para.151)、日本側も、「JARPA II の調査項目と手法は、JARPA I で採用されたものと基本的に同じである」ことを認めた (para. 152)⁽¹⁸⁾。そして本判決は、両プログラムの類似性をもとに、JARPA II におけるサンプル数の拡大について疑問を投げかけるとともに、どのようにして両プログラムの相違がサンプル数の増加に結び付いたかを示す証拠が、日本側から提示されてはいないと判断した (paras. 153, 225)。

更に JARPA I が終了し、その成果についての最終的検討が IWC 科学委員会のワークショップで行われたのは2006年12月であったにもかかわらず、日本側が既に2005年3月には JARPA II の計画を IWC に提出し、早くも同年11月に JARPA II を開始したことも問題視された。JARPA I の最終レビューを待たずに JARPA II が開始されたことについて日本側は、継続してデータをとることの必要性を訴えたが (para.154)、これに対して ICJ は、データ継続性の重要性を指摘したこと自体が両プログラムの重複性を意味しており、サンプル数拡大についての説明を損なうものであると判断した。更に判決は、JARPA I の終了後、直ちにサンプル数を倍増させる形で JARPA II を開始したことを取り上げ、少なくとも JARPA I のレビューが終わるまでの二年間について、旧計画に基づく捕獲予定数が維持されなかったことを批判した (para.155)⁽¹⁹⁾。そしてこうした事実は本判決によれば、サンプル数が厳密な科学的考察によって決められたのではないという見方を裏付けるとともに、日本にとっての優先事項は、中断することなく捕鯨を続けることにあるとするオーストラリア側の主張を有力視させるものと解釈されたのである (para.156)。

2) 調査区切り期間とパラメーターの設定

本判決では、JARPA II におけるミンククジラのサンプル数を年間850頭（±10%）と算出する際に採用された調査（区切り）期間と諸パラメーターが紹介されている（paras.160-169）。無論のことこれらを設定する際、短期間で精度の高い情報を得るための変数が選択されるならば、必要なサンプル数はそれに応じて増加する。

この点についてオーストラリア側専門家のマンゲル氏は、より少ないサンプル数でも JARPA II が求めるものと同様の精度の情報が得られることや、少ないサンプル数を設定したことによって誤差が拡大したとしても、これは許容できる範囲であると主張したが⁽²⁰⁾、日本側はこの意見に対して特に反論しなかった（para.190）。他方、日本側専門家のワロー氏は、選択されたサンプル数の大きさは結果的には適正であったと評価したが、JARPA II におけるサンプル数の設定法については「JARPA II 文書の弱点の一つである」ことを認めると共に、「彼ら（日本の科学者たち）がどのようにしてこれを計算したかについては知らない」「日本の科学者たちは、サンプル数の算定について、完全に透明性のある、明確な説明を常にしてきたわけではない」などと証言したため、サンプル数の設定に関して明確な説明がないことを日本側自らが認める結果となった（para.159）⁽²¹⁾。

とりわけ区切りの調査期間として、少ない捕獲頭数で済む12年間ではなく6年間が設定されたことについて、日本側は当初、IWC 科学委員会によるレビュー期間に合わせたとの説明を行ったが、後に RMP のレビュー期間に合わせたとの説明に変更した。又、日本側専門家のワロー氏も口頭においてこれを確認したものの、6年間の採用そのものについてはこれを恣意的（arbitrary）と表現したこともあり（para.192）⁽²²⁾、本判決は調査の区切り期間を6年に設定してサンプル数を拡大させたことについての一貫した説明が、日本側から提供されなかったことを問題視した（para.193）。こうした経緯から法廷は、JARPA II プログラムにおけるサンプル数の選定プロセスには透明性（transparency）が認められないと結論づけたのである（paras.188, 225）。

3) ミンククジラ捕獲とザトウ・ナガスクジラ捕獲計画の比較

先にもふれたが、JARPA II プログラムにおいて、多鯨種間の競合関係の構築が調査目的に加えられたため、新たにザトウ・ナガスクジラの捕獲が計画された。しかし、そもそもザトウクジラ、ナガスクジラ各50頭の年間サンプル数が少なすぎるため、性的成熟年齢の変化など、特に重要視されている調査項目について科学的に意味のある情報をもたらすようには設計されていないことが指摘された（para.179）。日本側の説明によれば、ザトウクジラ、ナガスクジラの捕獲枠がそれぞれ50頭に過ぎない主な理由は、両鯨種の調査区切り期間が12年に設定されたことにあるが、これはミンククジラについては6年に設定され、850頭のサンプル数が算出されたこととは矛盾する（para.176）⁽²³⁾。

更に日本側専門家のワロー氏は、そもそも自身がナガス・ザトウクジラの捕獲計画には賛成で

はなかったため、両種の調査期間の設定にはかかわらなかったことを証言した上で⁽²⁴⁾、JARPA II の調査海域がナガスクジラの主要群生息域から外れていることや、JARPA II で用いられる調査母船に収容できるのは小型のナガスクジラに限られ、同種のクジラをランダムに捕獲することができないことを指摘し、JARPA II におけるナガスクジラの捕獲計画そのものに疑問を投げかけた (para.180)⁽²⁵⁾。そのうえで本判決は、ミンククジラのサンプル数が JARPA I から倍増された理由として多鯨種間の競合モデル構築が挙げられていたことを想起し、上記ザトウ・ナガスクジラの捕獲計画の欠陥によって、ミンククジラについても、サンプル数設定の合理的基盤が失われていることを指摘した (para.196)。

4) サンプル数と実際の捕獲数

本判決は更に、サンプル数と実際の捕獲数との間に大きな差があるにもかかわらず、プログラムの修正が行われなかったことについて疑問を呈した。先にもふれたが、ザトウクジラは捕獲されておらず、当初の7年間で捕獲されたナガスクジラの総数は18頭に過ぎないことから、日本側専門家のワロー氏ですら「18頭では何の情報も得られない」ことを認めている⁽²⁶⁾。更にオーストラリア側は、ミンククジラのデータのみでは多鯨種間の競合モデルは構築できないため、この計画は幻想に終わっていると批判し、法廷もこの見解を支持した (para.208)。そしてザトウクジラやナガスクジラがほとんど捕獲されていないにもかかわらず、他鯨種間の競合調査を理由の一つとして、ミンククジラについては JARPA I を上回る捕獲頭数が設定されつづけたことを強く批判した (para.210)⁽²⁷⁾。

又、ミンククジラについても捕獲目標数が達成できたのは初年度 (2005/06) のみであり、その後、実際の捕獲数は目標数を大きく下回っている (2010/11年には170頭、2011/12年には103頭) (para.202)。その原因として反捕鯨団体による妨害活動等が挙げられ、ICJ もこれを認めた (para.203)、妨害活動が行われる以前の2006/07年におけるミンククジラの捕獲数は505頭であり、2007/08年においても551頭にとどまっている (para.206)。このように、ミンククジラについても実際の捕獲頭数が計画数を大きく下回っているにもかかわらず、日本は調査計画の見直しを行わなかった。加えて日本側は、捕獲数目標が未達成であっても、調査期間の延長やデータ精度の低下を受け入れることによって目的を達成できる可能性に言及したが、こうした主張についても法廷は、当初設定された調査期間やデータ精度に基づくサンプル数設定がそもそも合理的であったかどうかを疑わせるものであると判断した (paras.209, 212)⁽²⁸⁾。

(7) 結論

判決はその他、JARPA II が調査の終了時期を明確にしていない (言い換えれば、永久に調査を目的に捕鯨を継続できる構造になっている) こと (para.214)、調査結果に基づく査読論文が少な

すぎること (para.219)、調査目的として生態系や環境変化の調査など、広域な連携が必要とされるテーマが挙げられているにもかかわらず、国内外の他の研究機関との協力関係が十分ではないことにふれた後 (paras.220-222)、「JARPA II に関連した捕鯨のために日本によって認可された特別許可は、科学的調査を目的とするものではない」(para. 227) と断じた。そして JARPA II に基づく調査捕鯨は ICRW 第8条1項の規定の範囲内にはなく、日本は附表10項 (e) (d) 及び附表7項 (b) が定める締約国の義務に違反したと判断し、JARPA II プログラムを中止し、同プログラムに関連して発給された特別許可についてはこれを取り消し、今後、このプログラム遂行のために特別許可を発給することを控えるよう命じたのである⁽²⁹⁾。

4. 判決の争点

(1) 締約国の裁量権と「科学」に対する判断

今回の判決における最大の争点は、ICRW 8条1項の解釈において、「特別許可に基づく捕鯨が、科学的調査を目的とするかどうかについての判断は、締約国の認識のみに依拠するものではない」との考えを判示して締約国の裁量権に一定の制約を設けた上で、JARPA II が「科学的調査を目的とする」のものであったかどうかについての判断を ICJ 自らが下した点にある。

締約国が持つ裁量権について日本側は、「他のいかなる国や機関も、締約国による特別許可捕鯨に対する権利行使に対し、制限や条件を課す権限を有しない。他のいかなる国や機関も、締約国が特別許可捕鯨の権利行使に際して行った決定を覆す権限を有しない」⁽³⁰⁾との主張を展開し、ICRW 8条の規定は締約国に、調査捕鯨についてのいわば全権を委任しているとの解釈の下、IWC や他の加盟国による介入を一切否定した。しかし条約文のあいまいな部分の解釈を個々の締約国の判断に委ね、ユニラテラルな行動を許容することは、多国間の協力関係によって成り立つ国際機構の効率的運営を損ないかねない。今回の判決に際しても、反対意見を残した判事を含め、裁量権が無条件・無制限ではないことや、特別許可が8条の枠内であるかどうかについて、客観的な判断が必要とされることに異を唱える意見は出されていない。又、後者については、我が国も口頭弁論の終盤において、客観的判断を受け入れる趣旨の発言を行ったことが、判決文中においても言及されている(後述)。しかし問題は、締約国による裁量権の範囲を踏まえ、「科学的調査を目的とする」かどうかについて、誰が(もしくはどの機関が)、どの規範に照らして、何を対象に、どの程度まで判断できるかという点であり、本判決について反対意見を残した判事達による批判も専らこの点に集中している。

彼らによれば、第8条1項が締約国に対して特別許可を発給する裁量権を大幅に認めているのは、当該国が誠実に (in good faith) 行動することを前提としているからであり、この行為が8条に違反することを指摘するためには、疑う余地のない証拠をもって、当該国の不誠実さ (bad faith)

の存在（例えば、故意に「商業捕鯨」に従事している等）が立証されねばならない⁽³¹⁾。又、法廷がその役割を超えて、そもそも IWC やその科学委員会に委ねられるべき任務を果たそうとしたことについても、強く批判された⁽³²⁾。その背景としては無論のこと、「誠実性」を超えた「科学」についての判断を、専門の機関ではない裁判所が行うことは回避すべきであるとの認識が存在する。そして本判決においても法廷は、科学者間で意見がわかれる論争に関する判断を示すことごとく避けている。例えば本判決において ICJ は、「科学的調査」が ICRW においては定義づけられていないことを指摘すると共に (para.73)、これを新たに定義づけようとするオーストラリア側の試みを退けるのみならず、ICJ 自らが「科学的調査」についての一般的な定義や基準を示す必要性についても、これを認めなかった (para.86)。更にプログラムの目的に関しても ICJ は、「目的の科学的利点や重要性について判断を下す必要はない」との姿勢を明らかにしている (paras.88, 127, 172)。

(2) 「目的とする」ことの合理性

他方、本判決は、「科学的調査を目的とする」という文言が「科学的調査」と「目的とする (for purposes of)」という語群による「重層的 (cumulative)」要素から成り立っていると解釈し、前者についての判断を控えつつも、後者については科学的証拠に基づき、「審査の基準」に照らして審理する手法を選んだ。つまり「科学的調査を目的とする」ためには、この二つの条件を共に満たしていなければならないと、たとえ調査捕鯨プログラムが「科学的調査」としての性格を持っていたとしても、その「計画と実行」（とりわけ致死的手法の規模）が目的に照らして合理性を持っていないならば、これに基づく調査活動は科学的調査を「目的とする」とは言えないというロジックである (paras.70, 71, 98, 195)。

しかしこのロジックについては、筆者は大きな戸惑いを感じざるをえない。小和田判事やユスフ判事の表現を借りるなら、まず「科学的調査」と「目的とする」が重層的であり、審査対象としてこれを区別することはいかにも「こじつけ (artificial)」であり、具体的な状況に適用するにはあまりに「現実味を欠いている」⁽³³⁾。そして「目的とする」かどうかをめぐる判断の基準を「合理性」に求めるとしても、その審査対象が、例えば調査の持つ科学的価値や調査結果についての科学的評価等ではなく、何故「計画と実行」でなければならないのか、判決では何の検討もなされていない⁽³⁴⁾。又、こうした審理における立証責任が、通常の裁判や過去の判例においても確認されてきた基本原則である「onus probandi incumbit actori (立証責任は原告にあり)」に依らず、何故被告国である日本側に課されねばならないのかについても、全く説明されていない⁽³⁵⁾。

他方、どのような文脈に基づく合理性が論じられるのかについても不明なままである。もしこれが法的文脈における合理性、即ち「計画と実行」の合法性をめぐる審査であるならば、先にも

ふれたように、これは ICRW 8条が調査捕鯨に対して認めている裁量権の範囲を明確化した上で、その行使にあたっての悪意の存在を法に照らして審理することとなり、そもそも科学的証拠に基づいた合理性の評価に踏み込む必要はない。他方、科学的証拠を基に「計画と実行」の合理性が審査されるのであれば、それは少なくとも「科学的文脈 (scientific context)」における審査であろう。そして JARPA プログラムによる行動が客観的に合理的であるかどうかを科学的文脈で審査することになるならば、「計画と実施についての技術的・科学的な点検と評価に踏み込まずにこれを行うことは、不可能である」⁽³⁶⁾。例えば、本判決においても指摘された捕獲頭数の問題についても、必要以上のサンプル数が設定されたかどうかは、必要とされる情報の精度についての判断が必要とされる。そしてこれを判断する役割は、法に照らして「判決」を下すことが求められる法廷ではなく、科学的「評価 (assessment)」を行うために組織された IWC 科学委員会によって果たされるべきものである。

しかし本件において法廷が、「技術的・科学的な点検・評価」へと踏み込むことなく「合理性」についての判断を下すことができたのは、日本側の訴訟対応にその原因があったのかもしれない。今回の判決で筆者が最も違和感を覚えたのは、「法廷は JARPA II の立案に係った日本の科学者から直接話を聞くことはなかった」との文言が、判決文中において敢えて明記された点である (para.138)。先にふれたように、立証責任の在り処に疑問が残るものの、判決結果を支持する立場の裁判官たちは、判決理由として異口同音に、日本側から十分な説明や証拠の提示が行われなかったことを指摘しており、判決本文においても「説明がなかった」「証拠が示されなかった」との表現が至る所で繰り返されている。従って、何故計画策定に直接かかわった日本の科学者による合理的な説明が、法廷において展開されなかったのかという素朴な疑問が生じよう。とりわけサンプル数の算定根拠について、外部から招いた専門家による証言のみに頼り、これらの専門家からすら「理解できない」との発言が相次いだこと⁽³⁷⁾、そしてこれらの発言の後に、日本側から追加の質問を行うなどにより、補足説明を引き出すような対応が全くとられなかったことが、技術的・科学的な点検・評価へと踏み込むことなく、立証・説明不足を主な理由に、法廷が調査捕鯨計画の合理性を否定する判断を下すことになった今回の審理プロセスを、結果的に可能にしまったと推定される。

とはいえ日本側による立証が十分ではなかったことは、確かに科学的調査を「目的とする」ことに様々な「疑問」や「懸念」を起こさせるものではあるが⁽³⁸⁾、調査活動について具体的な精査と評価を行うことなく（もっともその役割は ICJ ではなく、IWC 科学委員会にあるが）、JARPA II そのものが科学的調査を目的とはしないと結果的に断定することは、あまりに論理が飛躍しすぎているような印象が残る。たとえプログラムの計画と実施を審査するにあたっていくばくかの「欠陥」が指摘され、JARPA II が科学的調査としては「完全な」計画ではなかったことが示されたと

しても（そもそも「完全」な計画などありえないが）、そのみをもって、「おおむね科学的調査としての性格を持つ」と法廷自身が認めたプログラムを、実際には「科学的調査」ではなかったと断定することはいかにも無理がある⁽³⁸⁾。

他方、法廷の審理が、科学的証拠に基づいて「目的とする」ことの合理性を審査する方向へと向かいつつある中で、日本側の対応が揺れ動いた様子が判決文中に言及されている。判決文によれば、まず日本側は口頭弁論の中途までは、科学的政策にかかわる事項は裁判所によっては正しく評価できないことから、法廷の役割は、政策決定が恣意的で気まぐれなものであったか (arbitrary or capricious)、あるいは明らかに非合理的 (manifestly unreasonable) であったか、もしくは不誠実に (in bad faith) なされたものであったかを検証することに限られるべきであるとの認識を示していた (para.65)。しかし先にも少しふれたが、口頭弁論の終盤になって日本側から、国の決定 (State's decision) が客観的に合理的 (objectively reasonable) であるかどうか、そして首尾一貫した論拠 (coherent reasoning) ときちんとした科学的証拠 (respectable scientific evidence) によって支えられているかどうか、即ち客観的に正当化できるかどうか (objectively justifiable) について、裁判所が審理することを受け入れる旨の発言がなされたことが判決文中で紹介されている (para.66)⁽⁴⁰⁾。

この発言は、「EC ホルモン牛事件」を審理した WTO 上級委員会報告からの引用であり、輸入品に対して加盟国が課す衛生植物検疫措置が、「衛生植物検疫措置の適用に関する協定 (SPA 協定)」5条1項において定められた「人、動物又は植物の生命又は健康に対する危険性の評価」に適ったものであるかどうかを審査する際の基準として、WTO パネルによって提示されたものである⁽⁴¹⁾。そしてこの文言が今回の判決の傍証として、その背景や前後の文脈から切り離して判決文中に引用されたことについては、小和田判事からも強い異論が出されている⁽⁴²⁾。

確かにこの引用部は、法廷自らが危険性評価を行うことを戒めると共に、法廷の役割は、評価の手続きが加盟国によって正しく履行されたかどうかをチェックすることに限られるべきであることを意図したものである。しかもその対象は「国の決定」であり、プログラムの「計画と実行」ではない⁽⁴³⁾。しかし審理の最終局面において、最も重要な判断手続きである客観的合理性の検証プロセスめぐって、日本側から「譲歩」とも受け取られかねない発言がなされたことは⁽⁴⁴⁾、法廷が今回の判決理由を、「きちんとした科学的証拠によって支えられていない」ことに求めようとする方向性を後押ししてしまったと言っても過言ではなからう。

(3) 国際的協調の重視とユニラテラリズムへの批判

他方、本判決が致死的手法の合理性を審査するにあたり、捕獲数を出来る限り少なくすることを求めてきた IWC や科学委員会による諸決議や勧告を尊重するよう求めたことは、明らかに環境

保護問題における国際的協調を重視する傾向を色濃く反映したのもである。確かに日本側が主張するように、又、本判決においても確認されているように、これらの諸決議や勧告には拘束力がない。「条約法に関するウィーン条約（条約法条約）」は、条約の解釈に際し、「条約の解釈又は適用につき当事国の間で後にされた合意（subsequent agreement）」（同条約31条（3）（a））と「条約の適用につき後に生じた慣行（subsequent practice）」であって、条約の解釈についての当事国の合意を確立するもの」（同条（3）（b））についても、条約の条文と並んで考慮されるべきと定めている。しかし本判決は、一般に国際条約の条文解釈において、条約成立後になされた諸決議が「後にされた合意」もしくは「後に生じた慣行」としての意味を持つのは、これらの決議や勧告が締約国の合意、あるいは全会一致で採択された場合（adopted by consensus or by a unanimous vote）に限られることを改めて確認した（paras.46, 83）。

他方、国連海洋法条約はその65条において、「いずれの国も、海産哺乳動物の保存のために協力するものとし、特に、鯨類については、その保存、管理及び研究のために適当な国際機関（appropriate international organizations）を通じて活動する」と規定している。ここでいう「適当な国際機関」とは、海洋法条約の締結以前から存在していたIWCを指すことについては疑いの余地はない。つまり、海洋法条約は、鯨類保存、管理、研究については、IWCを通じて協力して活動することを締約国に義務付けている。他方、1990年代に入り、アメリカとメキシコの間で争われGATTパネルで審理された「マグロ・イルカ紛争」（1991年）や、アメリカとマレーシアの間で争われWTOパネルで審理された「エビ・ウミガメ紛争」（1998年）では、立場こそ違おうが、海洋資源保護をめぐるユニラテラルな規制を導入することが国際法廷の場において厳しく批判された⁽⁴⁵⁾。

このように、国境を越えて回遊する海洋生物資源の保全についての国際社会の対応が、ユニラテラルな行動を排してマルチラテラルな姿勢を重視する方向へと明確に変化しつつある中、常設の国際機関を設けて、鯨類資源の保存と管理を共同で行おうとするICRWの枠組みにおいては、「共同意思決定（Collective Decision-Making）」、「共同保証（Collective Guarantee）」、そして「共同規制（Collective Regulation）」こそが重視されねばならないとするトリンダージ判事の意見には一定の説得力が認められよう⁽⁴⁶⁾。そしてIWCで採択された30もの決議や勧告が致死的調査の中止もしくは制限を求めており、加えて本判決でも引用された「決議1986-2」や「Annex P」は、「締約国の合意もしくは全会一致」によって採択されたことから、これらの決議については「当事国の間で後にされた合意」としての要件を満たしうる可能性すら指摘される⁽⁴⁷⁾。そしてこれらの決議や勧告にもかかわらず、日本側が捕獲数予定数を削減することなく調査捕鯨を継続してきたことが、国際機関における協力義務に違反した一方的行為であったと厳しく批判されることになったのである。従って今回の判決が最終審であり、かつ国際裁判において過去の判例が持つ決定的な影響力を顧慮するならば、「決議・勧告に拘束力はなく、1頭でも1,000頭でも調査であることには

変わりはない」といった判決前によく聞かれた議論は⁽⁴⁸⁾、今後は国際法廷では通用しないことを銘記せねばならない。

(4) 国際環境政策と IWC の変容

ICRW はその前文において、「鯨族という大きな天然資源を将来の世代のために保護することが世界の諸国の利益であることを認め」、「鯨族の適当な保存を図って捕鯨産業の秩序ある発展を可能にする条約を締結することを決定した」と謳っている。つまり、ICRW はその目的として、持続可能な捕鯨のために鯨類を「保全」及び「管理」することを挙げており、今回の判決でも、「附表の修正や IWC による決議や勧告は、これらの目的の一方又は他方を強調するものではあるが、条約の目的を変更することは出来ない」(para.56) ことが確認された。

しかしたとえ条約の目的に変更がなくとも、ICRW 採択後の環境法及び国際環境政策に対する意識の変化を反映し、IWC の役割も鯨類の「管理 (management)」から「保全 (conservation)」へと重点が移りつつあることが、補足意見を付した多くの判事によって、今回の判決結果に結びついた背景として指摘されている⁽⁴⁹⁾。実際オーストラリア側によって提出された陳述書の第一部は、1972年にストックホルムで開催された国連人間環境会議から2003年に IWC によって採択された「ベルリン・イニシアチブ」への道のりを回顧しつつ、1992年に開催された国連開発環境会議(リオ・サミット)や1990年代以降の国際環境法において重視されるようになった「予防原則」や「生物多様性の維持」の概念を取り入れることにより、第一世代の環境条約とも称される ICRW の「近代化 (Modernization)」をはかろうとする国際世論の潮流を色濃く反映している⁽⁵⁰⁾。そして本判決も、ICRW の不可分な一部を構成する附表の度重なる修正を通じて、ICRW が「進化する道具 (an evolving instrument)」となっていることに言及した (para.45)。

この表現に対して小和田判事の反対意見では、ICRW の目的自体は、鯨類の最大持続生産量と捕鯨産業の活力の維持であることに変わりが無いことが強調されている⁽⁵¹⁾。しかし本論中でも紹介した IWC による諸決議や勧告、そして附表の修正に加え、1946年に ICRW が締結された後にも、捕鯨活動を規制する内容を含む国際条約としてワシントン条約 (CITES: 1973年)、ラムサール条約 (CMS: 1979年)、国連海洋法条約 (1982年)、南極海洋生物資源保存条約 (CCAMLR: 1990年)、生物多様性条約 (CBD: 1992年) がそれぞれ採択されたことからもうかがえるように⁽⁵²⁾、ICRW の条文そのものは変わらなくとも、捕鯨を取り巻く国際環境や意識は確実に変化しており、捕鯨産業の衰退とあわせて、ICRW の目的として挙げられている鯨類資源の「管理」と「保全」についても、その「一方又は他方を強調」せざるをえない状況にあることは明らかである。

その意味で ICJ が、こうした変化に関してどのような立場を明示するかが注目されたが、本判決では以下に引用するように、敢えて審理の対象を ICRW 8条の適用に限定し、捕鯨政策や国際

環境政策全般の争点に入ることを回避した⁽⁵³⁾。「法廷は、科学及び捕鯨政策についての諸問題を解決するよう求められてはいない。法廷は、国際社会の成員が、鯨類や捕鯨に対する適切な政策について、相違する意見を持っていることを承知しているが、これらの相違を解決することが法廷の役割ではない。法廷の役割は、JARPA II に関して発給された特別許可が ICRW 8条1項の範囲内であるかどうかを究明することのみである」(para.69)。とはいえ、致死的手法を制限することを求めた決議や勧告に対して相応の配慮を払うことを求めた法廷の基本姿勢は、明らかに近年、とりわけリオ・サミット以降における国際環境保護政策をめぐる意識の変化を反映したものである。

5. 総括と今後の課題

これまで詳述したように、確かに今回の ICJ による判決には、「科学的調査を目的とする」かどうかの審査に際して適用されたロジックについて、筆者としても首を傾げざるを得ない部分が多い。法廷は ICRW 8条が加盟国に対して認めている裁量権の範囲を明確にし、その行使（特別許可の発給）に当たって違法性がなかったかどうかを、条約の目的に照らして法的判断を行うべきであったと筆者は考える。

他方、本判決は本件において審理の対象となった JARPA II の目的について、これが科学的調査としての性格を持つことを改めて確認した。そもそも致死的方法を含む調査捕鯨は ICRW 8条において認められている行為であり、科学的調査を目的とする限り、それ自体に何らの違法性もない。とりわけ ICRW はその第5条において、附表の修正に際しては科学的成果に基づくこと (based on scientific findings) を求めており、いわゆる商業捕鯨モラトリアムを課した附表10項(e)も、「この規定は、最良の科学的助言に基づいて検討されるものとし、委員会は、遅くとも1990年までに、同規定の鯨資源に与える影響につき包括的評価を行うとともに(e)の規定の修正及び他の捕獲頭数の設定につき検討する」と定めている。従って日本が行っている調査捕鯨は、「生物学的資料の継続的な収集及び分析が捕鯨業の健全で建設的な運営に不可欠であることを認め、締約国政府は、この資料を得るために実行可能なすべての措置を執る」ことを求めた ICRW 8条3項の要請に応じるものであり、具体的には RMP の改良もしくは完成と、これに基づく商業捕鯨の再開に備えたデータの収集を目指している⁽⁵⁴⁾。その意味で、当事国の合意として「RMP は資源保護のための予防的管理手法であり、未だ実施には至っていないものの、適用可能な資源管理方式であることに変わりはない」と判決文中に明記されたことは大きな意味を持つ (para.107)。

こうした背景から本判決は、当然のことながら日本による調査捕鯨の再開を想定しており、その際には「本判決に含まれた論拠や結論を考慮する」よう求めた (para.246)。確かに、調査の計画と実施が目的に合わせて合理的とみなされるように修正されるならば、今後も南極海において

調査捕鯨を継続することは可能である。但し本判決は、調査捕鯨計画が科学的調査を目的とするかどうかの判断については、もはや締約国のみの認識に委ねられないことを判示するとともに、特別許可を発給する国に対しては、その決定についての客観的根拠を説明するように求めており、締約国の説明責任を重視する姿勢を強調している (para.68)。こうしたことから調査捕鯨の再開にあたって我が国は、当面の課題としてIWCによる諸決議・勧告（とりわけ加盟国の総意や、全会一致で採択されたもの）についてはこれに十分に配慮した上で、プログラムの計画と実施に際しては、非致死的手法が実施可能であるかについて研究・分析・評価を行い、非致死的手法によっても調査目的の達成が可能であるかを事前に検討し、その結果を公表せねばならない。そして致死的方法を採用せねばならない場合においては、サンプル数の設定プロセスに十分な透明性を持たせ、新たに設定されたサンプル数が調査目的に照らして合理的であることを客観的な基準に基づいて示した上で、より少ないサンプル数ではプログラムの目的が達成できないことを明確に、「人が理解出来るように」説明する国際的義務が、本判決を通じて我が国に負わされたことを忘れてはならない (paras.83, 137, 141, 172, 195)。

他方、中長期的な課題として筆者は、調査捕鯨のあり方を再検討せざるを得なくなったこの時期にこそ、将来の捕鯨産業のあり方を見越した冷静な対応と議論を求めたい。上述のように今回の判決は RMP の有用性を認めていることから、商業捕鯨の再開に備えた南極海調査捕鯨の意義やその合法性が失われたわけでは決してない。しかし調査捕鯨がその前提としている南極海商業捕鯨の再開について、そのあり方と役割に関して、現状において十分な議論が行われているとは言い難い。

現在、母船式調査捕鯨に従事している「共同船舶株式会社」は、捕鯨に対する国際的規制強化に対応するため、1976年に大手水産会社の捕鯨部門を合理化・統合することによって設立された「共同捕鯨株式会社」を前身としている。しかしこの共同船舶から2006年に民間資本が撤退して以来、南極海における調査捕鯨は実質的に国営事業となっている。そしてかつて南極海で母船式商業捕鯨に従事していた大手水産会社も、調査捕鯨から撤退すると共に、将来における捕鯨業への再参入にも否定的な姿勢をとっている⁽⁶⁵⁾。他方、民間企業として現在も操業を続ける小型沿岸捕鯨業者は規模も小さく、そもそも南極海における母船式捕鯨に携わったことはない。

加えて今回の判決を踏まえた調査計画の改訂（とりわけ捕獲頭数の削減）に伴う副産物収入の減少や、非致死的研究の拡大による調査費用の増加が避けられない中で、将来の産業としての展望がはっきりしない南極海での商業捕鯨の再開を前提として、調査捕鯨に更に巨額の国費を今後も投入し続けることについては、まず納税者に対する十分な説明が必要とされよう。その際、捕鯨文化の伝承や食糧安全保障の観点から南極海捕鯨の継続が主張されるが、捕鯨文化を伝承する意義は、鯨油の採取を通じた外貨の獲得を主目的に1930年代に入って始められた南極海における母

船式捕鯨ではなく、長年にわたって地域社会と結びついて発展し、独自の文化と伝統を伝承してきた沿岸域の捕鯨にこそ認められよう⁽⁵⁶⁾。その意味においても、長年我が国がIWC会合において要求し続けているように、先住民生存捕鯨でも商業捕鯨でもない、いわゆる「第三のカテゴリー」として日本近海でのミンククジラ漁を再開させ、我が国の沿岸捕鯨文化の伝承と地域社会の活性化をはかることは、是非とも実現すべき課題である⁽⁵⁷⁾。

他方、食糧安全保障の問題に関しては、まず調査捕鯨がその前提とするRMPに基づく南極海商業捕鯨の再開によって、当面においてどの程度の鯨肉が供給されるかという予測を踏まえて議論されねばならない。ちなみにRMP採択時に南極海ミンククジラの生態系に影響を与えない捕獲限度枠として示された年間2000頭のすべてが日本の捕獲枠として割り当てられ、そのすべてが我が国に水揚げされたとするならば（現在の捕獲限度枠については、その後のデータに基づく再評価が行われていないため不明）、日本国民一人あたり、年間およそ70gの鯨肉が持続的に供給されることになる⁽⁵⁸⁾。これは国民一人あたりが一日に摂取する肉類（82.5g）及び魚介類（72.5g）の量に相当する⁽⁵⁹⁾。そして食糧安全保障問題の議論に際しては、捕鯨に限らず農業・水産業全体における数ある選択肢についての同様の試算を踏まえ、更にそれぞれがもたらす生産効率や環境負荷を含めて比較・検討し、我が国や世界の食糧安全保障に最も貢献する分野を見極めた上で資金や人材を投入する必要がある。いずれにせよ南極海における調査捕鯨は、その先に想定される南極海商業捕鯨のあり方とその役割をも見定めつつ、実施されるべきものとする。

謝辞

本稿は、筆者が日本大学生物資源科学部、東京海洋大学海洋科学部、同大学大学院での授業に際して使用した講義ノートの一部を、論文として加筆・再構成したものである。これらの講義・ゼミに出席した学生・院生諸君が繰り広げてくれた活発な議論から、筆者は当該問題を考察するにあたって、数々の有益な示唆を得ることができた。又、東京海洋大学の同僚で海洋環境政策がご専門の中田達也氏には、お忙しい中、本論の初期稿にお目を通していただき、数々の有益なご助言を賜った。又、同じく東京海洋大学の上村豊氏（数理科学）からは、本論において「科学」をめぐる司法判断のあり方を論じるに際して、数多くのご教示をいただいた。本稿はこれら学生諸君・同僚の協働とご鞭撻を経てまとめられたものであり、関係の皆様には、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

脚注

- (1) 本文及び脚注において判決本文（Judgment of 31 March 2014 :Whaling in the Antarctic, Australia v. Japan）から引用する場合は、パラグラフ番号のみを記載した。

- (2) ICRW 条文及び附表の訳文については、特に断らない限り、日本捕鯨協会によるものを引用した (<http://www.whaling.jp/icrw.html>)。尚、本稿において Web Site からの引用を行う場合、最終アクセス日はすべて2014年11月7日である。
- (3) 日本捕鯨協会「捕鯨問題 Q&A」(<http://www.whaling.jp/qa.html>)。尚、本論では慣例に従い、IWC が管理する鯨種を「大型鯨種」、その他の鯨種を「小型鯨種」に分類したが、後に IWC の管理下におかれたミンククジラは一部の「小型鯨種」よりも平均的に小さいことから、こうした分類は必ずしも鯨種の大きさに基づくものではない。
- (4) Casey G. Watkins, “Whaling in the Antarctic: Case Analysis and Suggestions for the Future of Antarctic Whaling and Stock Management”, *New York International Law Review*, Vol.25, No.2, 2012, pp.8-9 (SSRN Electronic copy :<http://ssrn.com/abstract=2035631>) ; Dissenting Opinion of Judge Owada, para.9.
- (5) 喜多義人「国際捕鯨問題と日本」須藤英章編『現代日本の法と政治』信山社 2007, pp.14-15; 和仁皓明「捕鯨、その現代的視点-II : セントキッツ・ネービス宣言が意味するもの」『東亜大学紀要』2006, pp.2-9; Atsushi Ishii / Ayako Okubo, “An Alternative Explanation of Japan’s Whaling Diplomacy in the Post-Moratorium Era”, *Journal of International Wildlife Law & Policy*, Vol.10, Iss.1, 2007, pp.82-84.
- (6) 調査捕鯨における捕獲予定数と実際の捕獲頭数については、本判決の文中において言及された数値の他に、「鯨類捕獲調査における現状について」(2011年5月, 水産庁) (http://www.jfa.maff.go.jp/j/study/enyou/pdf/shiryo2_4.pdf) 等を参照した。尚、水産庁は、この調査捕鯨を一般の捕鯨と区別するため、「鯨類捕獲調査」と呼んでいる。
- (7) 日本鯨類研究所 Web Site (<http://www.icrwhale.org/JARPASeika.html>) より。
- (8) 日本鯨類研究所「第二期北西太平洋鯨類捕獲調査 (JARPN II) : その起源、調査目的及び2002年から2007年の間の調査の進捗状況と次期の調査に対する科学的考察」(<http://www.icrwhale.org/pdf/SC-J09-JR1Jap.pdf>), 2009, pp. 47-49.
- (9) Application Instituting Proceedings filed in the Registry of the Court on 31 May 2010: Whaling in the Antarctic (Australia v. Japan), para.36.
- (10) Application, para.10.
- (11) Memorial of Australia of 9 May 2011, paras.3.4-3.8.
- (12) 本川一善水産庁長官, 「第184回国会衆議院決算行政監視委員会行政監視に関する小委員会議録第3号 (閉会中審査)」, 2012年10月23日, p.18.
- (13) バンダリ判事は、これらの一連の発言をもとに、JARPA II は商業捕鯨にあたると判断すべきであったとの分離意見を述べている (Separate opinion of Judge Bhandari, paras. 20-30)。他

方小和田判事は、個人が抱く動機は、それがプログラムの形成に決定的な役割を果たしたことが立証されない限り、関連性を持つと扱われるべきではないとの反論を残している (Dissenting opinion of Judge Owada, para.22)。

- (14) Memorial, paras.2.108-2.110; Written Observations of New Zealand, 4 April 2013, para.39.
- (15) Counter-Memorial of Japan, 9 March 2012, para.7.8.
- (16) IWC Resolution 1986-2: Resolution on Special Permits for Scientific Research
- (17) IWC Resolution 1995-9: Resolution on Whaling under Special Permit; Memorial, paras. 4.25-4.29. その他の同様の決議・勧告については、Ibid., paras.4.58-4.80 及び Separate opinion of Judge Trindade, paras.75-79 等を参照されたい。
- (18) 判決理由の中で紹介された文言は日本側から提出された反論書からの引用と思われるが (Counter-Memorial, para.5.45)、この部分はいずれのプログラムにおいても致命的なサンプリングが必要であったことを説明した部分であり、サンプル量の設定とは無関係であることから、筆者はコンテキストを無視した引用がなされたのではないかと、この印象を持っている。
- (19) JARPA I のレビューを待たずに JARPA II の調査計画が IWC 科学委員会に提出されたため、2005年の科学委員会では、63名の委員が調査計画への討議参加を拒否するという出来事があった (para.241)。その後 IWC では、JARPA II における致命的プログラムの修正もしくは撤回を求める諸決議 (Resolution 2005-1:RESOLUTION ON JARPA II 及び Resolution 2007-1:RESOLUTION ON JARPA) が採択されている。
- (20) Memorial, para.5.77.
- (21) “The reason is, and that is one of the, as I state here, weaknesses of the JARPA II documents, that I do not really know how they have calculated the sample sizes.” (CR2013/14: Verbatim Record of Public sitting held on Wednesday 3 July 2013, at 3 p.m., p.41) “It must be admitted that Japanese scientists have not always given completely transparent and clear explanations of how sample sizes were calculated or determined.” (Ibid., p.49; Lars Walløe, “Scientific Review of issues raised by the Memorial of Australia including its two Appendices”, April 9, 2013, p.10) 上記証言に引き続いてワロー氏は、「サンプル数設定は、調査資金調達への配慮に影響されてきた (influenced by funding consideration) という印象を持っている」との発言を行っている。尚、ワロー氏はかつて、日本の調査捕鯨によって提供されるデータや標本の価値を高く評価しながらも、「彼らの研究のために、毎年何百頭もの鯨を捕獲する必要があるかどうかについては、コメント出来ない」としていた (Virginia Morell, “Killing Whales for Science?”, *Science* 27, Vol. 316, April 2007, p. 534)。
- (22) CR2013/14, p.41.

- (23) 反論書において日本側が提供した資料に基づくオーストラリア側の指摘によれば、ミンククジラのサンプル数の算出にあたって、検出目標とされる妊娠率の年間変化率については1-1.5%に、調査区切り期間は6年にそれぞれ設定されている。しかしナガス・ザトウクジラの捕獲計画と同じく、それぞれを3%、12年に設定するならば、ミンククジラの年間サンプル数はわずか18頭ですむ。又、3%、6年に設定した場合でも、必要となる年間サンプル数は138頭にとどまる (Counter-Memorial Vol. IV, Annex 150, Appendix. 6, p.66; CR2013/19: Verbatim Record of Public sitting held on Wednesday 10 July 2013 at 10 a.m., p.20)。
- (24) “Then why choose 12 years for humpback and fin, Sir?” “As I said, I never considered humpback and fin because I did not like the proposal to catch, especially fin whales, but also humpback whales.” (CR2013/14, p.46)
- (25) Ibid., p.47.
- (26) Ibid., p.44.
- (27) Separate opinion of Judge Greenwood, para.26. 尚、日本側の弁護人として出廷したボイル氏(エジンバラ大学教授、環境法)は口頭弁論において、ナガス・ザトウクジラの捕獲数が少なくとも、非致死的方法によって収集されたデータによって補完できる趣旨の発言を行い、これが判決文中においても引用された (para.208, CR2013/22: Verbatim Record of Public sitting held on Monday 15 July 2013 at 3 p.m., p.25)。この発言の根拠は不明であるが、判決では、致死的方法を用いることについて、厳に科学的な必要性がないことを示唆するものと受け止められている (para.211)。
- (28) オーストラリア側の陳述書では、2010年におけるミンククジラの捕獲頭数が当初計画を大きく下回り506頭にとどまったことに関し、赤松広隆農林水産大臣(当時)による以下の発言が紹介されている (Memorial, para.5.78)。「800頭要らないのですから、要らないというか、そんなに捕りすぎたって、調査の資料は十分それで、それ以下でも整いますし」(2010年3月9日記者会見: <http://www.maff.go.jp/j/press-conf/min/100309.html>)、「結果的には、ほぼ私どもが予定をしておりました調査捕鯨頭数を確保できたということでございます」(「第174回国会衆議院農林水産委員会議事録第6号」2010年4月7日, 3頁)。尚、オーストラリア側の主張によれば、ミンククジラの捕獲頭数が削減された理由は、日本国内での鯨肉需要の低下と在庫の増加に伴う生産調整にあるが (para.205; Memorial, paras. 3.83-3.107)、この点に関して、水産庁において長年捕鯨政策の立案にあたってきた元担当者も、「日本が捕獲数を減らしているワケは、科学を無視した“需給調整”のためであったことを認めている (小松正之「捕獲数を減らし自滅、調査捕鯨訴訟で完敗」『東洋経済 Online』<http://toyokeizai.net/articles/-/35247?page=2>)。

- (29) 附表30項に基づく事前の届け出義務については、違反を認めなかった (para.240)。
- (30) Counter-Memorial, 7-16.
- (31) Dissenting opinion of Judge Owada, paras.20-22; Dissenting opinion of Judge Abraham, paras.28-32.
- (32) Dissenting opinion of Judge Owada, paras.24-28; Dissenting opinion of Judge Abraham, paras.34-38; Dissenting opinion of Judge Bennouna, p.6; Dissenting opinion of Judge Yusuf, paras.4, 17, 61.
- (33) Dissenting opinion of Judge Owada, para.23; Dissenting opinion of Judge Yusuf, para.51; Separate opinion of Judge Xue, para.16. 尚、シュエ判事は判決結果を支持する立場ではあるが、審理のロジックについては批判的意見を残している。
- (34) Dissenting opinion of Judge Yusuf, paras.12-13,27,53; Dissenting opinion of Judge Owada, para.32. 尚、小和田判事は、2014年度中にも JARPA II に対する科学的評価が IWC によって行われる予定であったにもかかわらず、その結果を待たずに ICJ が性急に判決を急いだことを疑問視している (Dissenting opinion of Judge Owada, para.46)。
- (35) 本判決における立証責任の在り処をめぐる議論については、Caroline E. Foster, “Whaling in the Antarctic: The ICJ Judgment and its Implications” (Symposium at Kobe University, 31.May-1.June 2014), pp.7-8 (http://www.edu.kobe-u.ac.jp/ilaw/en/whaling_docs/paper_Foster.pdf) を参考にした。又、立証責任が日本側にあることに疑問を投げかけた判事の意見については、以下を参照されたい。Dissenting opinion of Judge Owada, paras.43-45; Dissenting opinion of Judge Abraham, para.31; Dissenting opinion of Judge Yusuf, para.52; Separate opinion of Judge Xue, para.15.
- (36) Dissenting opinion of Judge Owada, para.25.
- (37) 日本側弁護人のポイル氏が、日本側によって提出されたサンプル数計算のための算定式を指し、「これが何を意味するのか、皆目わかりません」(I haven't the foggiest idea what that means) との失言を漏らしたことが、裁判官の心証を大きく傷つけてしまったことは間違いなからう (CR2013/15: Verbatim Record of Public sitting held on Thursday 4 July 2013 at 10 a.m., p.63)。これら口頭弁論の様子は、すべて ICJ Web Site にてビデオ映像が公開されている (http://www.icj-cij.org/presscom/gallery.php?p1=6&event=20130626_aj)。
- (38) Dissenting opinion of Judge Abraham, paras.40-44; Dissenting opinion of Judge Bennouna, p.1, p.4.
- (39) Separate opinion of Judge Xue, para.35; Dissenting opinion of Judge Owada, para.49; Dissenting opinion of Judge Yusuf, paras.5, 48-50.
- (40) 2013年7月15日口頭弁論における、日本側弁護人ヴォーン・ロウ氏による発言 (CR2013/22,

- p.60)。
- (41) Report of the Appellate Body of the WTO, United States: Continued Suspension of Obligations in the EC-Hormones Dispute, WT/DS320/AB/R (16 October 2008), para.580.
- (42) Dissenting opinion of Judge Owada, paras.33-38.
- (43) Dissenting opinion Judge Yusuf, para.14.
- (44) Hitoshi Nasu, “Japan has bigger problems than an end to whaling”, 4.April 2014 (The Drum: <http://www.abc.net.au/news/2014-04-07/nasu-japan-has-more-pressing-problems-than-whaling/5368154>).
- (45) 両事件の詳細については、以下の拙稿を参照されたい。稲本守「東部太平洋マグロ・イルカ紛争に関する一考察」『漁業経済研究』53巻3号, 2009, 40-45頁; 同「エビ・ウミガメ紛争に関する一考察」『人間科学研究: 日本大学生物資源科学部人文社会系研究紀要』10号, 2013, 127-133頁。
- (46) Separate opinion of Judge Trindade, paras.10-24.
- (47) Separate opinion of Judge Greenwood, para.6.
- (48) Dan Goodman, “Japan’s Research Whaling Is Not Unlawful and Does Not Violate CITES Trade Rules”, *Journal of International Wildlife Law and Policy* 13, 2013, pp.178-179.
- (49) Dissenting opinion of Judge Yusuf, para.26; Declaration of Judge Keith, para.3; Separate opinion of Judge ad hoc Charlesworth, paras, 6-10; Separate opinion of Judge Trindade, paras.25-40; Separate opinion of Judge Xue, para.12.
- (50) Memorial, pp. 23-52; Separate opinion of Judge Trindade, paras. 57, 58, 60, 70-71.
- (51) Dissenting opinion of Judge Owada, paras.9-12.
- (52) Mari Koyano, “Whaling Issues: International Law and Japan”, *The Hokkaido Law Review* 63, no.5, 2013, p.203; Separate opinion of Judge Trindade, paras.25-26, 38-39. 尚、今回の判決では審理の対象とはされなかったが、オーストラリアが当初提出した訴状では、絶滅危惧リストに掲載された海産物の標本を公海（いずれの国の管轄の下にもない海洋環境）から持ち込むことを厳しく制限した CITES 2条及び3条違反や、他国の生物環境に害をもたらす行為を禁止すると共に、他国もしくは国際機関と協力し、生物多様性への悪影響を最小限にすることを義務付けた CBD 3条, 5条, 10条 b) 違反についても、訴因として挙げられている (Application, paras.2, 38)。但し CITES については、ミンククジラとナガスクジラの付属書掲載を日本側が留保しており規制を受けないこと、付属書に掲載されているザトウクジラが JARPA II では捕獲されていないこと、更に JARPA II による調査対象海域の一部がオーストラリア側の主張する排他的経済水域内にあたり、公海からの持ち込みとはならないことなどから、義務

- 違反の立証が難しいことが予測されていた。又、CBD 条約違反についても、訴状および陳述書では具体的な違反事実への言及がなされていない。尚、本件に関する両条約の適用問題については、以下を参照されたい。Donald K. Anton, “Dispute Concerning Japan’s JARPA II Program of Scientific Whaling (Australia v. Japan)”, *ASIL insights*, Vol.14, Iss.20, July 8, 2010, (<http://www.asil.org/insights/volume/14/issue/20/dispute-concerning-japan%E2%80%99s-jarpa-ii-program-%E2%80%9Cscientific-whaling%E2%80%9D>); Watkins, “Whaling in the Antarctic”, pp.22-25.
- (53) Sophia Kopela, “Saving the whales: the ICJ judgment in the Whaling in the Antarctic case”, *Lancs Law: The official blog of Lancaster University Law School*, 2014 (<http://lancslaw.wordpress.com/2014/04/23/saving-the-whales/>).
- (54) 但し日本の調査捕鯨によって収集されたデータが RMP の実施に貢献するものであるかどうかについて ICJ は、当事国間で意見の相違があることから、本判決では判断を控えている (paras.107-108)。
- (55) 「商業捕鯨再参入、水産大手 3 社は否定『いいことない』」, 朝日新聞 (2008年6月13日)
- (56) 渡邊洋之「捕鯨問題における文化表象の政治性について」『環境社会学研究』4号, 1998, pp.225-226.
- (57) Mike Iliff, “The Hogarth initiative on the future of the International Whaling Commission”, *Marine Policy*, Vol.34, Iss.3, 2010, pp.363-364; 喜多「国際捕鯨問題と日本」, pp.18-19.
- (58) 日本鯨類研究所のメディアリリースによれば、2009/10年南極海鯨類捕獲調査で得られた調査副産物としてミンククジラ506頭分、計2,024.7t が販売されているが、一頭あたりの鯨肉採取量については他の年においても大きな差は認められないため、この試算にあたっては、ミンククジラ1頭から4t の鯨肉が採取されることを前提とした。(日本鯨類研究所「2009/10年南極海鯨類捕獲調査で得られた調査副産物の販売について」<http://icrwhale.org/100414ReleaseJp.html>).
- (59) 水産庁「水産物の消費動向」『平成23年度 水産白書』(http://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/wpaper/h23_h/trend/1/t1_2_1_2.html).

(Abstract)

On the Judgment of the International Court of Justice on Research Whaling in the Antarctic: An Analysis

Mamoru INAMOTO

On March 31, 2014, the International Court of Justice delivered a decision on the Japanese whaling case. It ruled that Japan's research whaling (JAPRA II) breached its obligations under the International Convention for the Regulation of Whaling (ICRW). At the same time, the Court admitted the lethal sampling of whales could be broadly characterized as scientific research and that for certain purposes non-lethal methods are not feasible.

The Court also pointed out that the design and implementation of JAPRA II, in particular the scale of lethal sampling, were not reasonable in light of the stated objectives of the program. It expected that Japan would take this judgment into consideration when it re-launches the program in the future.

After giving the background and general outline of the judgment, this paper examines the reasoning of the judgment and considers some of the controversial issues surrounding judicial decision over scientific matters. It also discusses some possible ramifications of this judgment on future Japanese whaling activities.